

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**（給与、交通費、賞与など労働の対価。諸手当を含む）を**総労働時間で除したものに8時間**を乗じた金額を記入 *賃金、総労働時間いずれも有給休暇分を含む

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金
(1日（8時間当たり）の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

協定対象派遣労働者の賃金額を記入（対象者がいない場合は空欄）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
・								
・ (略)								
・								
・								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								
・								
・								
・ (略)								
・								
・								
99 分類不能の職業								

複数の業務に派遣されている者は、**主たる業務**にのみ記入

業務ごとの合計
業務の数
= 全業務平均 (小数点以下四捨五入)
例: 派遣料金(消費税を含む)
派遣労働者平均 18,667 = (30,000 + 12,000 + 14,000) ÷ 3 (↑四捨五入した金額)
無期雇用派遣労働者 22,000 = (30,000 + 14,000) ÷ 2
有期雇用派遣労働者 20,500 = (29,000 + 12,000) ÷ 2

派遣先から得た [派遣料金] の総額 × 8時間
派遣労働者の総労働時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

派遣労働者の [賃金] の総額 × 8時間
派遣労働者の総労働時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、協定対象それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載
※職業分類については、総務省ホームページで検索できます。

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

様式第11号 (第5面)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機			
4-4 通訳、通			
4-5 秘書			
4-6 ファイ			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均
(小数点以下四捨五入)
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記入

令第4条以外の業務も含む賃金の平均
(小数点以下四捨五入)
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記入

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

(提供方法は複数選択可)
マージン率等については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】